税務署からの確定申告のお知らせ

平成23年分所得税の確定申告書提出期間は2月16日(木)から3月15日(木)までです。

【申告に関する相談等】

▼とき
2月1日(水)～3月22日(木)
※土・日・祝日は除く。ただし、2月19日(日)、26日(日)は開催。

▼ところ
平塚駅ビル6Fラスカホール

▼時間
・受付時間
午前8時30分～午後4時
(提出は午後5時まで)
・相談時間　午前9時～午後5時

▼申告・納付期限
・所得税・贈与税
3月15日(木)
・個人事業者の消費税
4月2日(月)

【確定申告書の送付について】

平成22年分確定申告書をパソコンで作成された方のうち、平成23年分も申告が必要だと思われる方には、税務署より申告書の送付にかわり、「お知らせハガキ」等により申告に必要な情報をお知らせいたします。

【年金所得者の申告手続】

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金以外の他の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告書を提出することが不要となりました。(所得税の還付を受けるための申告書を提出することはできます。)

【東日本大震災により被害を受けられた方へ】

震災により住宅や家財などに損害を受けられた方は、所得税の全部または一部を軽減することができる場合があります。

【還付申告は1月から!】

税務署では、所得税の還付申告書(医療費控除・住宅借入金等特別控除など)を1月から受け付けています。2月中旬以降は混雑しますので、早めの申告をおすすめします。

◎問い合わせ
平塚税務署　☎(22)1400

e-Taxのご利用を!

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、インターネットを利用して、申告・納税等ができるシステムです。(左記参照)利用には事前の登録手続きが必要となります。

詳しくは国税庁ホームページをご覧下さい。
http://www.nta.go.jp/

◎問い合わせ
平塚税務署
☎(22)1400

e-Taxのメリット

①ホームページからカンタン申告
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

②最高4,000円の税額控除
本人の電子署名及び電子証明書を添付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円の控除を受けることができます。(平成19～22年分に適用を受けた方は受けられません。)

③添付書類を提出省略
所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。(確定申告期限から5年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります。)

④還付金がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告書は早期処理されます。(3週間程度に短縮)

固定資産税の申告・届出は忘れずに

毎年1月1日に土地・家屋などを所有している方で、次に該当する場合は、固定資産税の申告・届出をお願いします。

・相続や贈与などにより土地・家屋の納税義務者に変更があった場合
・納税義務者が亡くなられたのに変更していない場合
・家屋を取り壊した場合
・住宅用の土地を所有している方で平成23年中に家屋を新築された場合
・土地や家屋の使用用途を変更された場合
・税法等の規定により一時に損金に算入されたもの
・取得価格が20万円未満の減価償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却する場合

※償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために所有している機械・器具・備品などで、他の税(自動車・軽自動車税等)の対象とならない有形固定資産をいいます。

償却資産の申告は1月31日までに

償却資産を所有されている方は、1月1日現在の償却資産の状況について(資産の種類・取得価格・取得時期・耐用年数等)、1月31日(火)までに申告をお願いします。なお、次に該当する場合は対象になりません。
・税務会計において、耐用年数1年未満または取得価格が10万円未満の償却資産で、法人

その他

耐震改修した住宅の固定資産税の減額、バリアフリー改修に伴う減額、省エネ改修に伴う減額、長期優良住宅にかかる特例措置についての詳細につきましては、お問い合わせください。

◎問い合わせ　税務課
☎内線255・256